

令和2年4月8日

市立学校園の保護者のみなさまへ

池田市教育委員会

「緊急事態宣言」の発令に伴う学校園の対応について

保護者のみなさまには、この間の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校園の臨時休業中の対応にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、大阪府において感染拡大が進行する中、国の「緊急事態宣言」が発令され、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定を受け、大阪府教育委員会教育長より4月8日（水）の学校における入学式等の実施も含んだ教育活動の延期について要請がありました。また、4月8日（水）以降の臨時休業期間中の登校園日は当分の間実施しないことや、留守家庭児童会以外の児童の居場所づくりの要請もしない旨の通知がありました。

つきましては、強く外出等の自粛を要請する緊急事態宣言の趣旨に鑑み、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1、登校園日の設定について

4月8～10日に予定しておりました「入学式」並びに「始業式」については実施しないことに加え、休業期間中の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の登校園日は当分の間、実施いたしません。

2、お子様の預かりについて

学校での留守家庭児童会以外のお子様のあずかりは、実施いたしません。また、幼稚園（1号認定）の預かり保育も実施いたしません。緊急事態宣言の趣旨をご理解の上、自宅待機をお願いいたします。

3、運動場の開放について

予定しておりました小学校・義務教育学校の運動場の開放についても実施いたしません。

子どもたちへの感染が心配される中、感染拡大防止の観点から、保護者のみなさまには何卒ご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、今後の登校園等については、大阪府教育庁の要請があり次第、その内容を検討の上、できるだけ速やかにお知らせいたします。

お問い合わせ 072-754-6293（学校教育推進課）